

飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例

平成十四年七月二十二日

宮城県条例第四十三号

飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例をここに公布する。

飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等について必要な規制を行うことにより、個人の身体及び財産に対する危害の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「飲食店等営業」とは、法令に基づく許可又は届出の有無にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する営業のうち、指定区域（不当な勧誘、料金の取立て等による個人の身体及び財産に対する被害の発生状況を勘案して、その区域についてこの条例の規定により規制を行う必要性が高いと認められるものとして宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定する区域をいう。以下同じ。）内で営まれるものをいう。

一 営業所を設けて、当該営業所において、客に飲食をさせる営業のうち、歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして営むもの（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業を除く。）

二 営業所を設けて、当該営業所において、客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（料金等の表示）

第三条 飲食店等営業を営む者は、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を、営業所内におい

て客に見やすいように表示しなければならない。

一 当該営業に係る料金（当該営業所において、当該飲食店等営業を営む者の代理人、使用人その他の従業者（第九条第一項及び第十条第一項において単に「従業者」という。）が、その提供する飲食及び役務の対価として受け取る一切の料金を含む。以下同じ。）

二 違約金その他名目のいかんを問わず、当該営業に関し客が支払うべきものとする金銭（前号に掲げるものを除く。以下「違約金等」という。）に関する定めがある場合にあつては、その内容

（不当な勧誘等の禁止）

第四条 何人も、人に飲食店等営業の客となるように勧誘をし、又は広告若しくは宣伝をするときは、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該営業に係る料金について、実際のものよりも著しく低廉であると誤認させるような事項を告げ、又は表示すること。

二 前条第二号に掲げる事項について、不実のことを告げ、又は表示すること。

三 声をかけ、又はビラその他の文書図画を頒布し、若しくは提示するなどして人の進路に立ちふさがり、又は人につきまとうこと。

四 勧誘を拒む者の身辺から立ち退こうとせず勧誘を継続すること。

（不当な取立ての禁止）

第五条 何人も、特定の飲食店等営業の客に対し、粗野若しくは乱暴な言動を交えて、又はその者から預かった所持品を隠匿する等迷惑若しくは不安を覚えさせるような方法で、当該営業に係る料金又は違約金等の取立てをしてはならない。

（不当な勧誘、取立て等を用いた営業の禁止）

第六条 飲食店等営業を営む者は、前二条の規定に違反する行為を用いて当該営業を営んではならない。

（資金又は場所の提供の禁止）

第七条 何人も、前条の規定に違反して飲食店等営業を営み、又は営もうとする者に対し、情を知って、当該営業のために要する資金又は場所を提供してはならない。

（建物提供者の努力義務）

第七条の二 指定区域内に所在する建物（建物の一部を含む。以下この条から第七条の四までにおいて同じ。）

を他人に提供（継続的なもの限り、当該提供に係る契約の更新によるものを含む。以下この条から第七条の四までにおいて同じ。）する者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 当該提供に係る契約の締結に際しては、当該建物を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年宮城県条例第三十号）第十一条第一号の規定により営むことが禁止された風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第六項第二号の営業（以下「条例違反の風適法第二条第六項第二号の営業」という。）の用に供しない旨を約させること。

二 当該提供に係る契約において、当該提供した建物が条例違反の風適法第二条第六項第二号の営業の用に供された場合は、当該契約を解除することができる旨を定めること。

（建物提供者への通知）

第七条の三 公安委員会は、指定区域内に所在する建物が条例違反の風適法第二条第六項第二号の営業の用に供された場合においては、当該建物を提供した者に対し、その旨を書面で通知するものとする。

（建物提供者の措置）

第七条の四 指定区域内に所在する建物を他人に提供した者は、当該建物が条例違反の風適法第二条第六項第二号の営業の用に供されたことを知ったときは、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

（飲食店等営業を営む者の勧誘、取立て等の委託に伴う指導義務）

第八条 飲食店等営業を営む者は、当該営業に関し人に客となるように勧誘をし、又は広告若しくは宣伝をすることを委託したときは、当該飲食店等営業を営む者その他の者から委託を受けて、当該営業に関し人に客となるように勧誘をし、又は広告若しくは宣伝をする者が第四条の規定に違反しないよう指導をしなければならない。

2 飲食店等営業を営む者は、当該営業に係る料金又は違約金等の取立てをすることを委託したときは、当該飲食店等営業を営む者その他の者から委託を受けて、当該営業に係る料金又は違約金等の取立てをする者が第五条の規定に違反しないよう指導をしなければならない。

（指示）

第九条 公安委員会は、飲食店等営業を営む者又はその従業者が、当該営業に関し、この条例の規定に違反したときは、当該飲食店等営業を営む者に対し、個人の身体及び財産に対する危害の発生を防止するため必要な指示をすることができる。

2 公安委員会は、飲食店等営業を営む者その他の者から委託を受けて、当該営業に関し人に客となるように勧誘をし、又は広告若しくは宣伝をする者が、第四条の規定に違反したときは、当該飲食店等営業を営む者に対し、当該委託を受けた者に前条第一項に規定する指導をするよう指示をすることができる。

3 公安委員会は、飲食店等営業を営む者その他の者から委託を受けて、当該営業に係る料金又は違約金等の取立てをする者が、第五条の規定に違反したときは、当該飲食店等営業を営む者に対し、当該委託を受けた者に前条第二項に規定する指導をするよう指示をすることができる。

（営業の停止）

第十条 公安委員会は、飲食店等営業を営む者が前条の規定による指示に従わなかったとき、又は飲食店等営業

を営む者、その従業者若しくは当該営業に係る勧誘、広告、宣伝若しくは料金若しくは違約金等の取立ての委託を受けた者が当該営業に関し次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、当該飲食店等営業を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第十六条に規定する罪に当たる違法な行為

二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第五百九十九条、第六十一条、第九十九条、第二百一条、第二百三条（第九十九条に係る部分に限る。）から第二百六条まで、第二百八条、第二百九条、第二百十條、第二百十七條から第二百二十三條まで、第二百三十五條、第二百三十六條から第二百四十條まで、第二百四十一条第一項及び第三項、第二百四十三條（第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十八條から第二百四十一条まで及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十六條、第二百四十八條及び第二百四十九條に係る部分に限る。）まで、第二百六十一条並びに第二百六十二条に規定する罪に当たる違法な行為

2 公安委員会は、飲食店等営業を営む者に前条第二項の規定による指示をした場合において、当該指示の後三月以内に、当該飲食店等営業を営む者その他の者から委託を受けて、当該営業に関し人に客となるように勧誘をし、又は広告若しくは宣伝をする者が、第四条の規定に違反したときは、当該飲食店等営業を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 公安委員会は、飲食店等営業を営む者に前条第三項の規定による指示をした場合において、当該指示の後三月以内に、当該飲食店等営業を営む者その他の者から委託を受けて、当該営業に係る料金又は違約金等の取立てをする者が第五条の規定に違反したときは、当該飲食店等営業を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

4 公安委員会は、前三項の規定により飲食店等営業の停止を命ずるときは、当該飲食店等営業を営む者に対し

、当該施設を用いて営む飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第百三十三号）第五十五条第一項の許可を受けて営むものをいう。第十三条において同じ。）について、当該飲食店等営業の停止の期間を超えない範囲内で期間を定めて、営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（標章のはり付け）

第十一条 公安委員会は、前条の規定により飲食店等営業の停止を命じたときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該命令に係る施設の出入口の見やすい場所に、公安委員会規則で定める様式の標章をはり付けるものとする。

2 前条の規定による命令を受けた者は、次の各号に掲げる事由のいずれかがあるときは、公安委員会規則で定めるところにより、前項の規定により標章をはり付けられた施設について、標章を取り除くべきことを申請することができる。この場合において、公安委員会は、標章を取り除かなければならない。

一 当該施設を当該営業の用以外の用に供しようとするとき。

二 当該施設を取り壊そうとするとき。

三 当該施設を増築し、又は改築しようとする場合であつて、やむを得ないと認められる理由があるとき。

3 第一項の規定により標章をはり付けられた施設について、当該命令に係る飲食店等営業を営む者から当該施設を買い受けた者その他当該施設の使用について正当な権原を有する第三者は、公安委員会規則で定めるところにより、標章を取り除くべきことを申請することができる。この場合において、公安委員会は、標章を取り除かなければならない。

4 何人も、第一項の規定によりはり付けられた標章を破壊し、又は汚損してはならず、また、当該施設に係る前条に規定する命令の期間を経過した後でなければ、これを取り除いてはならない。

(聴聞の特例)

第十二条 公安委員会は、第十条の規定により営業の停止を命じようとするときは、行政手続条例（平成七年宮城県条例第三十号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、第十条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに、行政手続条例第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 公安委員会は、前項の通知を行政手続条例第十五条第三項に規定する方法によって行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回ってはならない。

4 第十条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
(営業の停止の通知)

第十三条 公安委員会は、第十条第四項の規定により飲食店営業に係る営業の全部又は一部の停止を命じたときは、速やかに、当該営業の所轄庁に処分内容及び理由を通知しなければならない。

(報告及び立入り)

第十四条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、飲食店等営業を営む者に対し、その業務に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、飲食店等営業の営業所（個室その他これに類する施設（以下「個室等」という。）を設ける営業所にあつては、客が在室する個室等を除く。）に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

3 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(規則への委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反した者

二 第十条の規定による公安委員会の命令に違反した者

2 第四条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反して、営業に係る料金について実際のものよりも著しく低廉であると誤認させるような事項を表示し、又は同条第二号に掲げる事項について不実のことを表示した者

二 第五条の規定に違反した者

三 第七条の規定に違反した者

4 第十一条第四項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

5 第十四条第一項の規定による報告若しくは資料の提出を拒み、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同条第二項の規定による立入り若しくは帳簿等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成十四年九月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月二十三日条例第七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年三月二十三日条例第二十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十日条例第九号）

この条例は、平成十九年五月一日から施行する。

附 則（平成二十九年十二月二十一日条例第六十二号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例第十条第一項の規定は、この条例の施行前にした刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。以下「改正法」という。）による改正後の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「新法」という。）第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（新法第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為であつて、改正法による改正前の刑法に規定する罪に当たる違法な行為に該当しないものについては、適用しない。

附 則（令和三年三月二十六日条例第十六号）

この条例は、令和三年六月一日から施行する。